

災害発生時における支援活動に関する協定書

高知県幡多土木事務所宿毛事務所（以下「甲」という。）と宿毛地区建設協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等により宿毛市及び大月町・三原村で発生した災害における応急支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出勤による支援活動により、甲の管理する公共土木施設における迅速な災害状況の把握や災害応急対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（支援内容）

第2条 甲は、支援活動が必要な災害が発生した時は、乙に支援要請するものとし、乙は甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に、次に掲げる支援活動を行うこととする。

- (1) 情報収集と被害情報の提供
- (2) 公共土木施設の応急復旧及び障害物の除去
- (3) その他甲が必要とする業務

（体制の整備等）

第3条 乙は、甲からの支援要請に対応するため、平常時から次に掲げる項目について整備し把握しておくものとする。

- (1) 協会内の支援体制
- (2) 会員等からの情報収集体制
- (3) 会員の出勤が可能な資材、機材、技術者等の実態
- (4) 防災訓練等への参加実態

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定にする支援活動（2）及び（3）に要した経費について負担するものとし、（1）に該当する経費については負担しないものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、第2条に規定にする支援活動を実施した場合は、電話等の方法により状況報告するものとし、（2）及び（3）については、活動終了後に

次に掲げる事項を速やかに書面にて報告するものとする。

- (1) 実施場所及び実施内容
- (2) 従事した者の氏名及び活動時間
- (3) 使用した資機材の数量及び機器類の使用時間
- (4) その他甲が必要とする事項

(第3者等に対する損害)

第6条 乙が、支援活動の実施にともない、第3者に損害を与えたときは、その者の責に帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要に応じて協議及び調整を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年8月29日

甲 高知県宿毛市宿毛5342-7
幡多土木事務所宿毛事務所 所長

乙 高知県宿毛市高砂12番地23号
宿毛地区建設協会 会長